

経 済 産 業 省

20181119貿 局 第 1 号
輸出注意事項30第28号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年11月30日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年12月1日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後

1～3 （略）

4 輸出の承認
(略)
(1) （略）
(2) 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の（2）から（6）までに掲げる化学物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質であって、同附属書下欄に掲げる分類に該当するものを除く。）の輸出であって、次のいずれかに該当する場合
① 仕向地がロッテルダム条約締約国であり、我が国が当該暦年において、当該締約国の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行っている場合
② 当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
③ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定による登録を受けている農薬及び同項ただし書に該当する農薬
④ 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（2）に掲げる貨物については、農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の用途に用いられるものでないと認められる場合（毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物は除く。）
⑤ 仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合
⑥ 当該貨物が成形製品（混合物又は製剤ではないものをいう。以下同じ。）である場合
(3) （略）

5 （略）

別紙第1
1 （略）

2 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（2）に掲げる貨物（農薬取締法第2条第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの）

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(略)	(略)	(略)

3～5 （略）

別紙第2・別紙様式 （略）

現 行

1～3 （略）

4 輸出の承認
(略)
(1) （略）
(2) 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の（2）から（6）までに掲げる化学物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質であって、同附属書下欄に掲げる分類に該当するものを除く。）の輸出であって、次のいずれかに該当する場合
① 仕向地がロッテルダム条約締約国であり、我が国が当該暦年において、当該締約国の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行っている場合
② 当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
③ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定による登録を受けている農薬及び同項ただし書に該当する農薬
④ 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（2）に掲げる貨物については、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の用途に用いられるものでないと認められる場合（毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物は除く。）
⑤ 仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合
⑥ 当該貨物が成形製品（混合物又は製剤ではないものをいう。以下同じ。）である場合
(3) （略）

5 （略）

別紙第1
1 （略）

2 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（2）に掲げる貨物（農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの）

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(略)	(略)	(略)

別紙第2・3 （略）

別紙第2・別紙様式 （略）